令和5年12月障がい福祉課

令和4年度の障がい者虐待の状況について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成24年10月以降、県では障がい者虐待の状況を毎年公表しています。

1 令和4年度における障がい者虐待の概要

- ○施設での従事者による虐待件数は1件で、前年度(3件)より2件減少しました。
- ○家庭での養護者による虐待件数は14件で、前年度(15件)より1件減少しました。
- ○家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の約8割は「女性」、虐待者の5割が「父」または「母」、虐待種別では「身体的虐待」が約4割を占める状況となっています。

2 県の障がい者虐待防止対策

- ○障がい者福祉施設従事者等の資質向上に向けた障がい者虐待防止・権利擁護研修や 強度行動障がい支援者養成研修の実施
- ○「山形県障がい者権利擁護センター」の設置による相談体制の確保
- ○パンフレットの作成・配布等による相談窓口、通報義務等の周知による県民の虐待 防止の意識向上
- ○障害福祉サービス事業者に対して定期的に行う実地指導において、虐待防止を重点 項目として指導を実施
- ○「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催等による市町村、関係機関・団体との連携 強化

3 公表資料

別添のとおり

令和4年度の障がい者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 障がい福祉課

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)第 20条の規定により、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

(調査対象期間)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

1 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

件数は1件で、前年度より2件減少しました。

(1) 虐待と認定した件数及び人数

区分	H24 年度※	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4年度
件数	0件	1 件	5 件	2 件	1 件	1 件	3 件	5 件	3 件	3 件	1件
人数	0人	8人	13 人	2人	1人	1人	4 人	5 人	4 人	10 人	1人

[※] 平成24年度については、障害者虐待防止法施行後の平成24年10月1日から 平成25年3月31日までの半年間

(2)虐待の概要(1件)

	区分	ケース				
施訂	役等の種別	共同生活援助				
虐	待の種別	身体的虐待				
被	性別	男性1人				
虐待	障がい種別	精神障がい				
者	年齢別	40~44 歳				
虐	人数	1人				
待 者	性別・職種等	男性 (生活支援員)				
	打村・県が った対応	施設に対する指導及び 改善状況確認				

2 養護者による障がい者虐待

件数は14件で、前年度より1件減少しました。

(1) 虐待と認定した件数及び人数

区分	1124 年度※	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
件数	11 件	12 件	14 件	11 件	8 件	9件	13 件	9件	10 件	15 件	14 件
人数	13 人	12 人	14 人	11 人	8人	9人	13 人	9人	10 人	15 人	14 人

※ 平成24年度については、障害者虐待防止法施行後の平成24年10月1日から 平成25年3月31日までの半年間

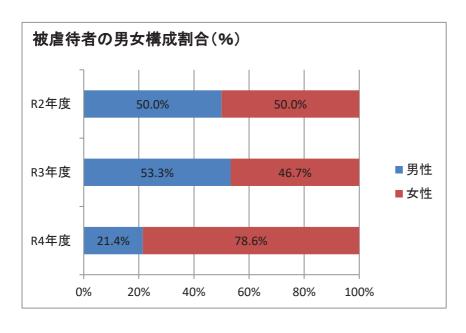


(2)被虐待者について

①男女別

令和4年度は「女性」が多くなっています。

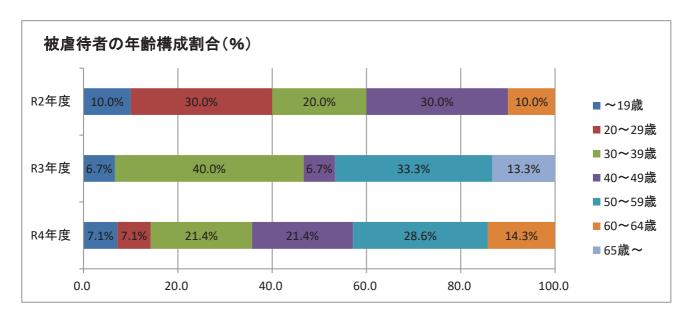
区分	男性	女性	計
R2 年度	5 人	5 人	10 人
R3 年度	8人	7人	15 人
R4 年度	3人	11 人	14 人



②年齢別

「50~59歳」が4人、次いで「30~39歳」及び「40~49歳」が3人となっています。

区分	~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60~64 歳	65 歳~	計
R2 年度	1人	3 人	2 人	3 人	0人	1 人	0 人	10 人
R3 年度	1人	0人	6人	1人	5 人	0人	2 人	15 人
R4 年度	1人	1人	3人	3人	4人	2人	0人	14 人

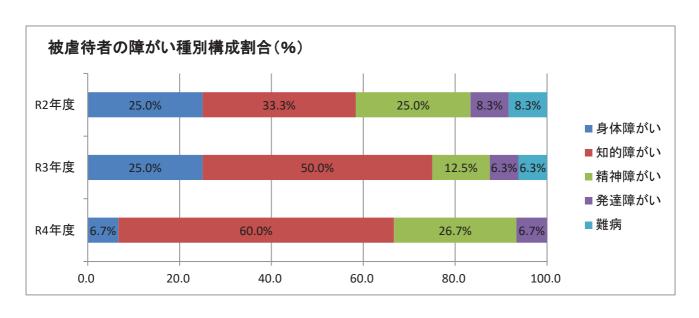


③障がい種別

「知的障がい」が9人と最も多く、次いで「精神障がい」が4人となっています。

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	実人数
R2 年度	3 人	4 人	3 人	1人	1人	10 人
R3 年度	4 人	8人	2 人	1人	1人	15 人
R4 年度	1人	9人	4人	1人	0人	14 人

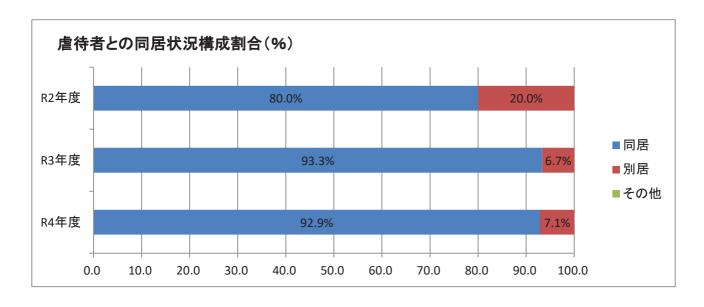
※ 障がいが重複する場合は、それぞれに計上



④虐待者との同居状況

9割以上が「同居」しています。

区分	同居	別居	その他	計
R2 年度	8件	2 件	0件	10 件
R3 年度	14 件	1 件	0件	15 件
R4 年度	13 件	1件	0 件	14 件



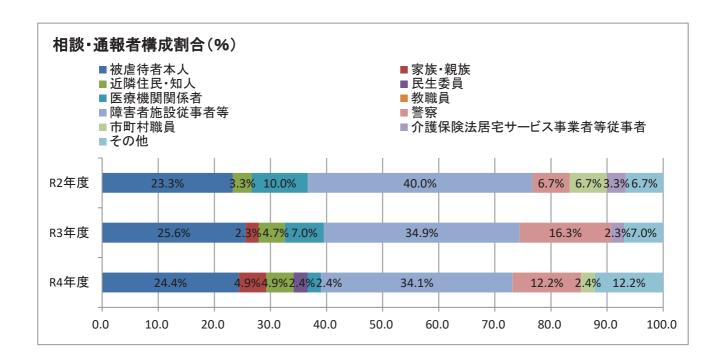
(3) 相談・通報者について(虐待認定に至らなかった相談・通報を含む)

「障害者施設従事者等」が 14 件と最も多く、次いで「被虐待者本人」が 10 件となっています。

マハ	被虐待者	家族・	近隣住民	民生	医療機関	李	障害者施設
区分	本人	親族	・知人	委員	関係者	教職員	従事者等
R2 年度	7件	0 件	1件	0 件	3 件	0 件	12 件
R3 年度	11 件	1 件	2 件	0 件	3件	0 件	15 件
R4 年度	10 件	2 件	2 件	1件	1件	0件	14 件

区分	警察	市町村 職員	介護保険法居 宅サービス事 業者等従事者	その他	実件数
R2 年度	2件	2件	1 件	4 件	30 件
R3 年度	7件	0件	1 件	3件	38 件
R4 年度	5 件	1 件	0 件	5 件	38 件

※ 一事案について複数相談・通報がある場合は、それぞれに計上



(4) 虐待者について

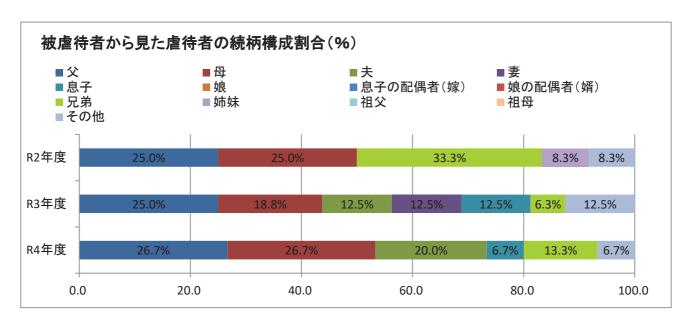
①被虐待者から見た虐待者の続柄

「父」及び「母」が4人、次いで「夫」が3人となっています。

区分	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配 偶者(嫁)	娘の配偶 者(婿)
R2 年度	3 人	3 人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
R3 年度	4 人	3 人	2人	2 人	2人	0人	0人	0人
R4 年度	4人	4人	3人	0人	1人	1人	0人	0人

区分	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	計
R2 年度	4 人	1人	0人	0人	1人	12 人
R3 年度	1 人	0人	0人	0人	2人	16 人
R4 年度	2人	0人	0人	0人	1人	16 人

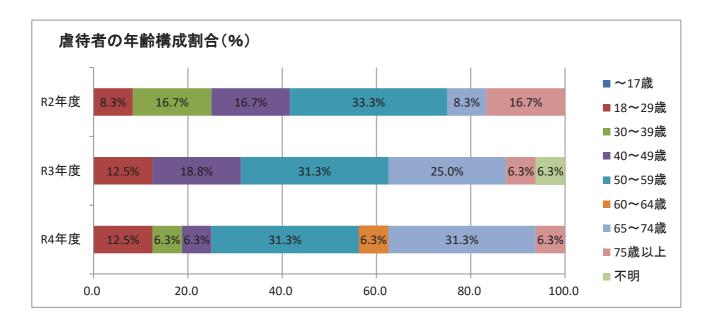
[※] 一事案に複数いる場合は、それぞれに計上



②年齢別

「50~59歳」及び「65~74歳」が5人、次いで「18~29歳」が2人となっています。

R4 年度	0人	2人	1人	1人	5人	1人	5人	1人	0人	16 人
R3 年度	0人	2人	0人	3 人	5 人	0人	4人	1人	1人	16 人
R2 年度	0人	1人	2人	2人	4人	0人	1人	2人	0人	12 人
区分	~17 歳	18~ 29 歳	30~ 39 歳	40~ 49 歳	50~ 59 歳	60~ 64 歳	65~ 74 歳	75 歳 以上	不明	計

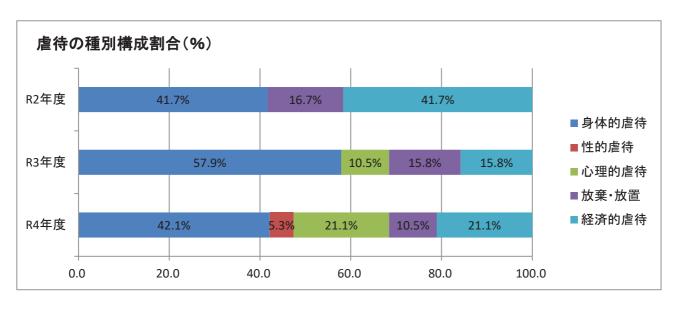


(5) 虐待の種別

「身体的虐待」が8件と最も多く、次いで「心理的虐待」及び「経済的虐待」が4件となっています。

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	実件数
R2 年度	5 件	0 件	0 件	2件	5件	10 件
R3 年度	11 件	0 件	2件	3件	3 件	15 件
R4 年度	8 件	1 件	4 件	2 件	4 件	14 件

※ 一事案について複数の区分の虐待がある場合は、それぞれに計上。

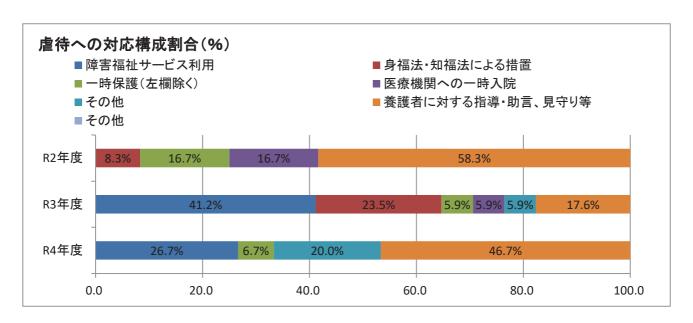


(6) 虐待への対応

8人に対して「虐待者からの分離」、7人に対して「養護者に対する指導・助言、見守 り等」を行っています。

区分	虐待者からの分離						養護者に		
	障害福祉 サービス 利用	身福法・知 福法によ る措置	一時保護 (左欄除 く)	医療機関 への一時 入院	その他	小計	対する指 導・助言、 見守り等	その他	実人数
R2 年度	0人	1人	2人	2 人	0人	5 人	7人	0人	10 人
R3 年度	7人	4 人	1人	1人	1人	14 人	3 人	0人	15 人
R4 年度	4人	0人	1人	0人	3 人	8人	7人	0人	14 人

※ 一事案について複数の区分の対応を行った場合は、それぞれに計上



3 障がい者虐待の防止に向けた県の取組み

(1) 相談窓口の設置及び虐待の通報義務等の周知

「山形県障がい者権利擁護センター」の設置により相談体制を確保するとと もに、パンフレットの作成・配布等により虐待防止の相談窓口、通報義務等の 周知を図っています。

(2)連携協力体制の整備

「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催により、関係機関・団体等との連携協力体制を推進しています。

(3) 障がい者福祉施設従事者等の資質向上

障がい者福祉施設従事者等及び市町村担当職員を対象とした虐待防止の研修、障がい者福祉施設従事者等を対象とした強度行動障がい支援者養成研修の 実施により、福祉施設従事者等の資質向上を図っています。

(4) 実地での指導

障害福祉サービス事業者等に対して定期的に行う実地指導において、虐待防止を重点項目の一つとして指導を実施しています。